記者発表資料

令和６年１０月９日
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第４７条の２第１項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
今回、下記のとおり特殊車両の指導・取締りを行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導・取締りを実施します。

１．実施日時：令和６年９月２７日（金）　１３：３０～１５：３０

２．実施場所：一般国道６号　相馬郡新地町駒ヶ嶺今神西地内（今神西駐車帯）

３．特殊車両指導・取締り結果

対象車両数	３　台
特殊車両通行許可遵守車両	３　台
違反車両	０　台

４．実施状況





発表記者会等：南相馬記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ：０２４６―２３－２２１１（代表）
管理課長　芳賀（はが）　重敏（しげとし）（内線４３１）
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所　原町維持出張所
ＴＥＬ：０２４４－２２－２５３０
出張所長　若尾（わかお）　信之（のぶゆき）